（教員免許・研修企画室及び教員養成企画専門官）

**第十六条**　［略］

２　［略］

３　教員免許・研修企画室に、室長並びに教員育成指標専門官及び教員研修推進専門官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

４～６　［略］

**第十七条～第二十条**　［略］

（日本語教育機関室並びに日本語教育調査官、地域日本語教育調整専門官、日本語教師養成専門官、登録日本語教員養成専門官及び日本語教育評価専門官）

**第二十一条**　日本語教育課に、日本語教育機関室並びに日本語教育調査官、地域日本語教育調整専門官、日本語教師養成専門官、登録日本語教員養成専門官及び日本語教育評価専門官それぞれ一人を置く。

２　日本語教育機関室は、日本語教育機関の認定（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号。第八項において「日本語教育機関認定法」という。）第二条第一項の認定をいう。第四項において同じ。）に関する事務（高等教育局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　日本語教育機関室に、室長及び日本語教育調査官一人を置く。

４　前項の日本語教育調査官は、日本語教育機関の認定に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（高等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

５　第一項の日本語教育調査官は、外国人に対する日本語教育に関する調査、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに高等教育局並びに国際教育課並びに日本語教育機関室並びに地域日本語教育調整専門官、日本語教師養成専門官、登録日本語教員養成専門官及び日本語教育評価専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

６　地域日本語教育調整専門官は、地域における外国人に対する日本語教育に関する専門的事項についての調整、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに高等教育局並びに国際教育課及び日本語教育機関室の所掌に属するものを除く。）に当たる。

７　日本語教師養成専門官は、日本語教師（日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。）の養成及び研修に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（登録日本語教員養成専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

２　企画官は、命を受けて、児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関する重要事項についての企画及び立案（初等中等教育局及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）に参画する。

３　分析調査官は、教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関する専門的事項についての分析及びその結果を利用に供することに当たる。

４　国際教育統計専門官は、国際的な教育に係る統計に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に当たる。

５　外国調査官は、外国の教育事情に関する調査及び研究に当たる。

（教員免許・研修企画室及び教員養成企画専門官）

**第十七条**　［同上］

２　［同上］

３　教員免許・研修企画室に、室長並びに教員養成カリキュラム開発専門官、教員育成指標専門官及び教員研修推進専門官それぞれ一人を置く。

４　教員養成カリキュラム開発専門官は、大学並びに教員養成機関及び養護教諭養成機関における教員養成カリキュラムの開発に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（教員養成企画専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

５～７　［同上］

**第十八条～第二十一条**　［同上］

［条を加える。］